

代議員／代議員選挙について

今回実施される、日本社会学会が法人化されてからはじめての「代議員選挙」は、これまでの本学会の「理事選挙」とさまざまな点で異なります。以下、諸規則に拠りながら、「代議員」および「代議員選挙」について会員のみなさまに簡単なお説明をいたします。(以下、定款第○条を「定○」、代議員選挙規則第△条を「代△」、役員候補者選挙規則第*条を「役*」と略記します。)

1. 「代議員」とは

代議員は、法人法に定める社員となり（定 13）、社員総会を組織して、定款に定める諸事項を審議・議決する職務を担います（定 15、28）。また、理事選挙において選挙権を有する者となります（役 5）。

代議員の任期は 4 年（選出の次年度の 9 月 1 日から 4 年後の 8 月 31 日まで）、連続 2 期までの再任が可能です（定 16）。ただし、今回の選挙で選ばれる代議員の任期は移行処置として 2023 年 8 月 31 日までの 3 年間となります（定附則 2）。

2. 「代議員選挙」（2019 年度実施）の仕組み

「代議員選挙」の仕組みについて、従来の「理事選挙」と異なる点を中心に説明します。

(1) 選挙権を有するのは、「選挙の行われる当該年度までに入会し、当該年度までの会費を選挙管理委員会が定める期日までにすべて納めている正会員」です（代 4）。今回の選挙は 2019 年度（任意団体 2019 年 4 月 1 日～10 月 24 日、一般社団法人 2019 年 10 月 25 日～2020 年 8 月 31 日）の実施となります。この年度までの会費を 2020 年 4 月 30 日までにすべて納めている正会員が選挙権者となります。

(2) 被選挙権を有するのは、(1) で記した選挙権を有する者から、次の 3 項のいずれかに該当する者を除いた者です（代 4）。

- ①連続 2 期代議員をつとめている者（今回の代議員選挙では該当者がいません）
- ②すでに通算 6 期理事に在任したもの（3 年任期の時期を含めて通算 12 年以上理事に在任した者を含む）
- ③会長を経験した者

(3) 代議員の定数は 62 名で、地区ごとに定数が配分されます。地区割は、従来の 5 地区から中京地区が独立して 6 地区となります（代 4-2）。

(4) 正会員は代議員選挙に立候補することができます（定 14-2）。立候補は、日本社会学会事務局に立候補するむねと氏名・所属機関、立候補する地区をメールまたは郵送で連絡することで受け付けます。立候補受付の期限は 2020 年 4 月 30 日です。

3. 「理事選挙」(2020年度実施)について

今回の理事選挙は2021年6月頃に行われ、今回の代議員選挙で選出された代議員の投票によって理事が選出されます。理事選挙において選挙権を有するのは代議員のみです(役5)。理事の選出方法についても、参考のため以下に説明します。

(1) 理事の任期は、従来の3年・再任なしから、2年任期となり、連続2期、通算6期まで再任可と変更されました(定23)。

(2) 理事候補者は、26名が代議員による選挙で選出されます。選挙で選出される理事の定数26名は、代議員選挙と同様の6地区に配分されます(役5-3)。さらに、これらの理事候補者は協議の上、正会員の中から4名以内の理事候補者を追加推薦することができます(役2)。これらの理事候補者が社員総会の承認をもって、理事に選任されます(役1)。

(3) 理事選挙の被選挙権を有するのは、「選挙の行われる当該年度までに入会し、当該年度までの会費を理事選挙管理委員会が定める期日までにすべて納めている正会員」のうち、次の4項のいずれかに該当する者を除いた者です(役5-2)。

①連続2期理事を務めている者

②すでに通算6期理事に在任したもの(3年任期の時期を含めて通算12年以上理事に在任した者を含む)

③会長を経験した者

④法人の設立時に役員であった者(法人設立後最初の役員選挙である2021年の理事選挙においてのみ被選挙権を有しません)

以 上